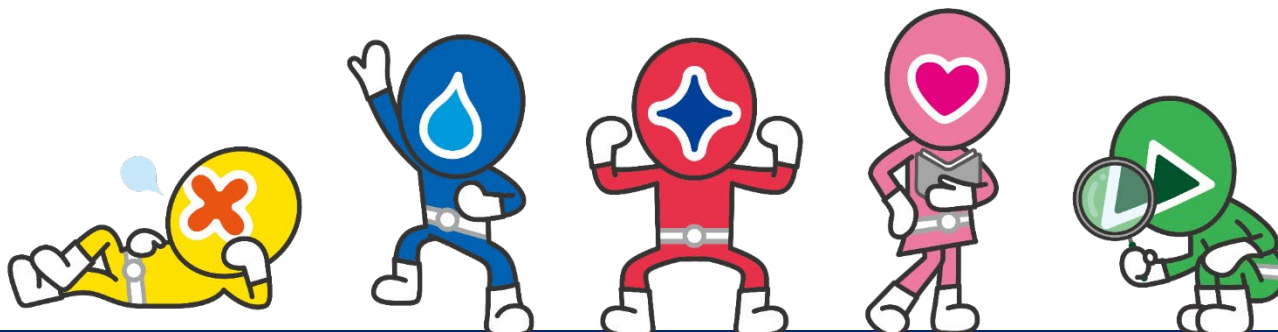


スゴインバー



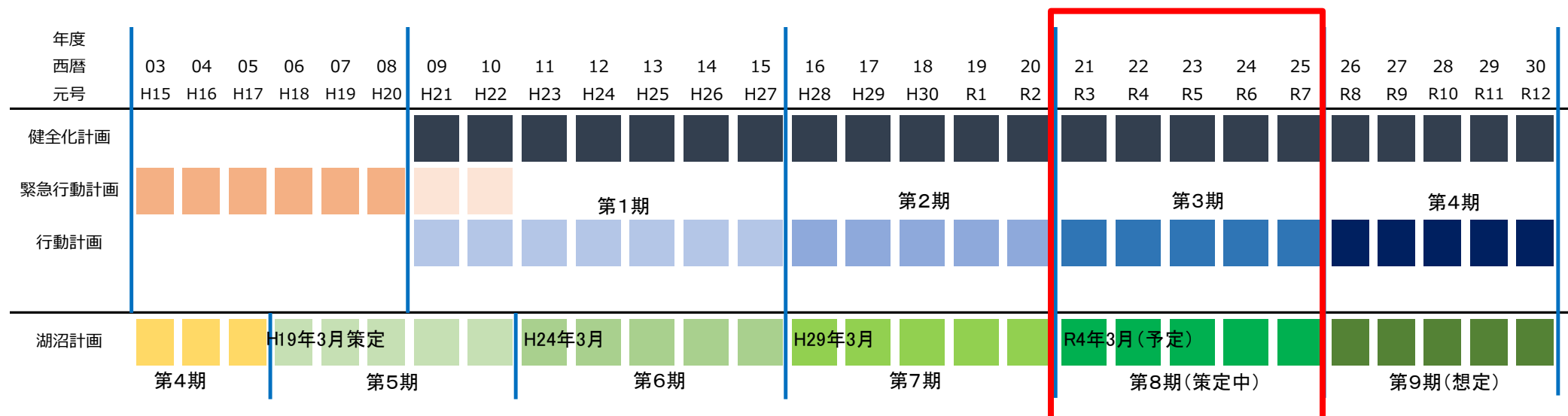
第3期行動計画 の作成に向けて

第3期行動計画期間と作成スケジュール

スライド2

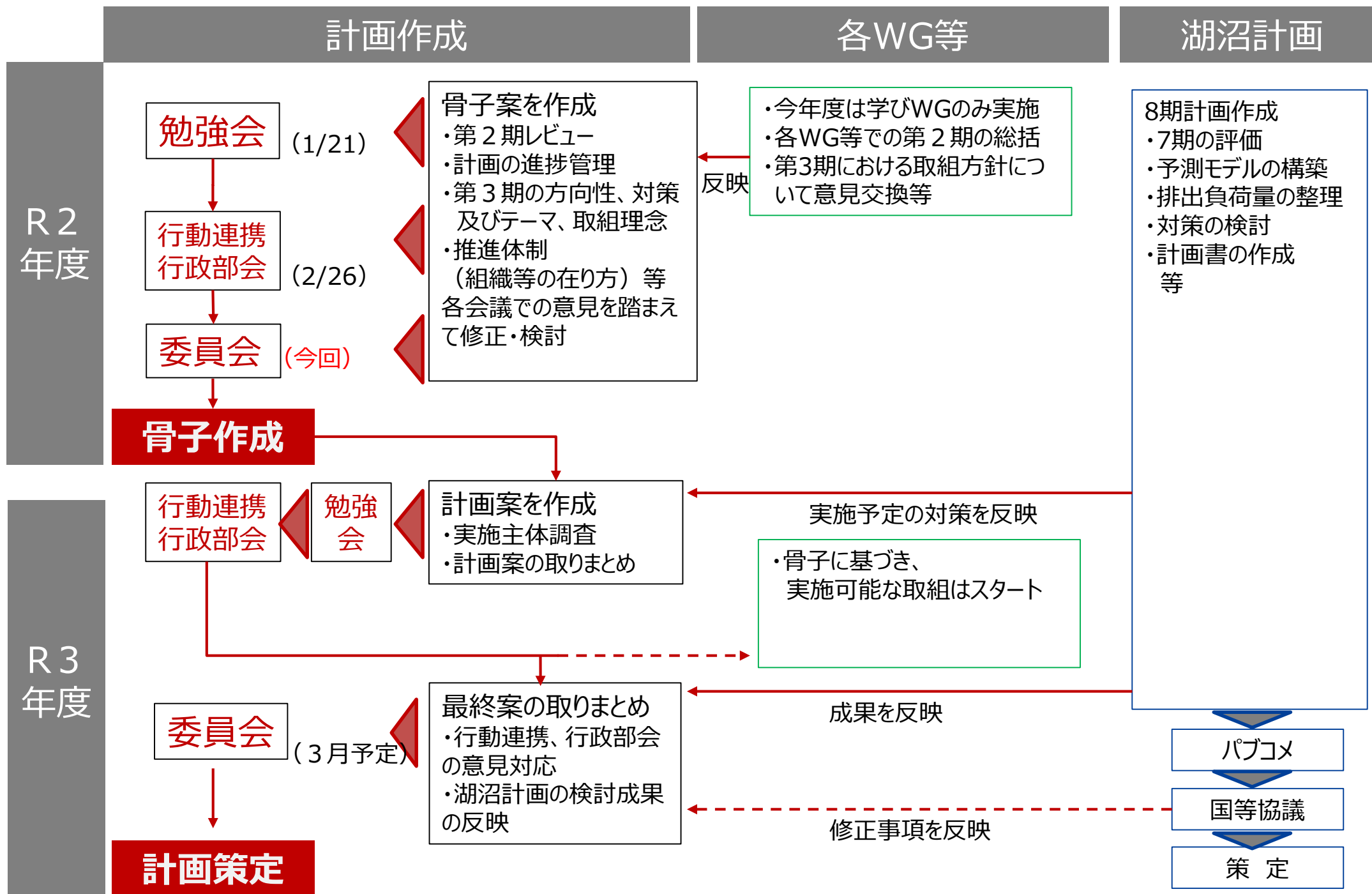
◆ 第3期は2021(R3)～2025(R7)年度

- 今年度中に骨子作成、次年度湖沼水質保全計画の策定（R4年3月予定）を踏まえて、**第3期行動計画も次年度末に策定予定**
- 健全化計画も同時に更新（必要に応じて）
- 次年度は骨子に基づき、実施可能な対策を実施



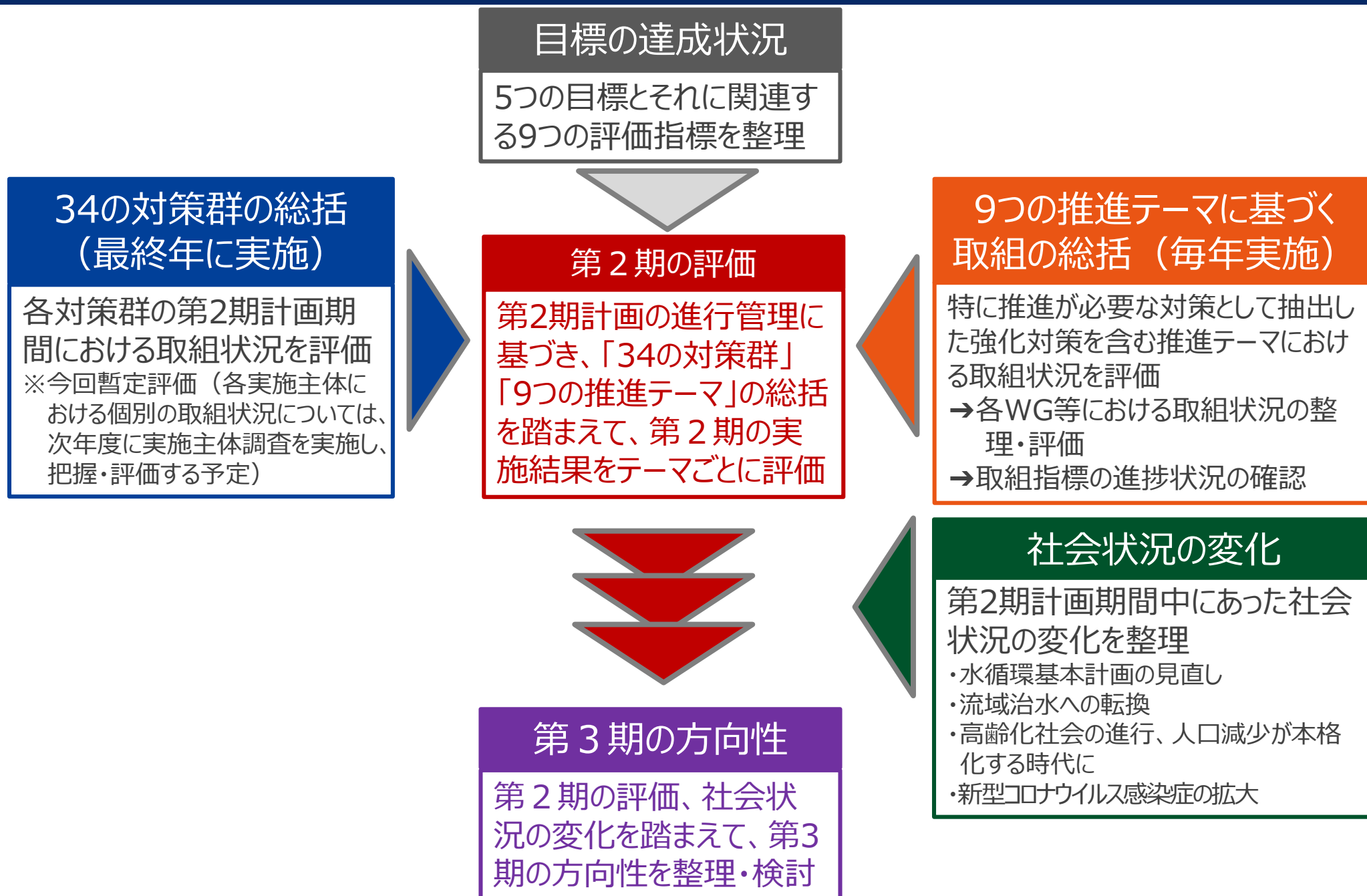
第3期計画の作成スケジュール

スライド4



第2期の評価と第3期の方向性（案）

スライド5



9つの評価指標の達成状況

詳細は資料－４を参照

スライド7

〈9つの評価指標〉

〈第2期目標値〉

〈達成状況（2016年度～2019年度）〉

水質

(COD・クロロフィルa)

COD: 年平均10mg/L以下

クロロフィルa: 年平均110μg/L以下

未達成（一部、達成した地点、項目、期間はある）

・西沼では、COD約11～12mg/L、Chl.a 約100～140μg/Lと北沼では、約COD11～13mg/L、Chl.a約78～110μg/Lとなっており、目標は達成していないが、Chl.aで一部の期間で達成している。

アオコ

アオコの発生が目立たなくなる

未達成（発生箇所はやや減少）

・西印旛沼、北印旛沼ともに、夏期にアオコの発生が継続して確認されている。
・アオコの発生レベル※は2～4程度で、第2期中でほぼ同程度であったが、発生箇所数はやや減少した。

清澄性

(見透視度)

透明度が改善する

透明度：0.4m程度

達成

・上水道取水口下の透明度は、経時的には目標を超過することもあるが、年平均値は第2期全ての年度で目標(0.4m)を上回っている。なお、2016年度は0.46m、2019年度は0.49mとなっている。

におい

臭気が少なくなる

未達成

・下水臭、藻臭は2018年度のみやや減少しているが、横ばい傾向で発生回数が多い。なお、青草臭、土臭は第2期当初は確認されていたが、近年発生は確認されていない。

水道に適した水質

(2-MIB、トリハロメタン生成能)

2-MIB、トリハロメタン生成能が

改善する

未達成

・2-MIB、トリハロメタン生成能の年最大値は、年による変動はあるものの、横ばい傾向である。

利用者数

印旛沼・流域に訪れる人が増加する

達成（一部未達成）

・印旛沼周辺施設の利用者（サイクリングや佐倉ふるさと広場利用者）は年々増加している。環境・体験フェアは大雨の影響で予定通り開催ができず増減が大きい、2018年では約8千人が来場した。

湧水

注目地点での湧水が枯渇しない

低水流量が増加する

達成（注目地点：加賀清水）

・加賀清水湧水では、第2期全ての年度で近年枯渇日数はゼロであり、枯渇する状況は見られなかった。（低水流量の評価については、データ整理・データ精査中）

生き物

特定外来生物の被害を軽減する

水生植物群落を保全・再生する

達成（一部未達成）

・特定外来生物の駆除を行い被害軽減に努めているが、被害発生のリスクは残っている
・水生植物群落の保全・再生として、植生帯の整備・維持管理、系統維持を実施している。

水害

治水安全度が向上する

達成（一部未達成）

・治水安全度は向上しているものの、令和元年10月25日の大雨では、堤防からの漏水や、流入河川での氾濫等による浸水被害が発生した。

※発生したアオコの程度を表すため、発生量が多くなる順にレベル1～レベル6に分類される

9つの推進テーマにおける取組指標の目標達成状況

スライド8

◆ 16個の指標のうち、5つの指標が目標を達成している（2019年度時点）。

推進テーマ	取組指標	現状 2015(H27)年度	第2期行動計画目標値 2016(H28)～2020(R2)年 度	2019(H31・R元)年度 実績	第2期行動計画 達成度合	
					0%	100%
①雨水の貯留・浸透機能を保全・再生します	(1)雨水浸透マスの設置基数（基）	112,134	143,640基 (31,506基増)	157,992基 (45,858基増)	145.6%	
	(2)貯留・浸透施設の整備量(箇所)	489箇所	1,780箇所 (1,291箇所増)	1,714箇所 (1,225箇所増)	95%	
	(3)調整池改良の実施数（箇所）	5箇所	6箇所 (1箇所増)	5箇所 (0箇所増)	0.0%	
	(4)透水性舗装の整備面積（㎡）	437,398㎡	560,590㎡ (123,191㎡増)	546,639㎡ (109,241㎡増)	89%	
②家庭から出る水の汚れを減らします	(5)生活排水処理率（％）	92.7%	94.8% (2.1%増)	94.1% (1.4%増)	66.7%	
③環境にやさしい農業を推進します	(6)ちばエコ農産物の認知度	2016(H28) モデル地域：42.4%	1.2倍 (8.6%増)	52.2% (9.8%増)	114.0%	
④川や沼の水環境を改善します	(7)水辺エコトーンの再生	－	整備方法の確立	検討実施中	－	
⑤ふるさとの生き物をはぐくみます	(8)特に重要な箇所における保全・再生取組箇所数（箇所）	0箇所	5箇所	0箇所	0.0%	
	(9)ナガエツルノゲイトウによる実害の解消	0箇所	1箇所	排水ポンプ運転停止による実害の発生は無し	－	
⑥水害からまちや交通機関を守ります	(10)河道整備延長（m）	5,337m	7,995m ※1 (2,658m増)	5716m (379m増)	14.3%	
⑦水辺を活かした地域づくりを推進します	(11)水辺拠点等の整備箇所数（箇所）	1箇所	25箇所 ※2 (24箇所増)	5箇所 (4箇所増)	16.7%	
	(12)ソフト施策の実施数（施策）	4施策	11施策 ※2 (7施策増)	6施策 (2施策増)	28.6%	
	(13)河川敷地の占用件数（件）	0件	3件	0件	0.0%	
⑧環境学習を活発にします	(14)水環境をテーマとした環境学習実施学校数（校）	69校	増加	38校	－	
⑨共感を広げ、多様な主体との連携・協働を推進します	(15)流域で開催されるイベントとの連携による広報の件数（件）	11件	61件 (50件増)	47件 (36件増)	72.0%	
	(16)WEBサイトのアクセス数（アクセス）	2,429アクセス/月	4,000アクセス/月 (1,571アクセス増)	4,158アクセス/月 (1,729アクセス増)	110.1%	

※1：河道整備延長の進捗率は、計画策定時の目標設定がなされている河川を対象とし、計画策定時の目標に含まれていない河川は、進捗率の整理には含めていません。

※2：かわまちづくり計画の変更前の目標値です。

WG等での取組の評価（案）

スライド9

推進テーマ	推進体制	取組内容	主な成果	主な課題
雨水の貯留・浸透機能を保全・再生します	浸透WG	- 雨水浸透マス、貯留・浸透施設、効果的な透水性舗装整備の普及 - 浸透WGにおける成果と課題の共有 - 調整池を活用した市街地面源負荷削減の推進	- 雨水浸透マスの設置基数、貯留・浸透施設の整備量等の増加 - 企業等と連携した普及策の検討や課題の整理	- 市街地に限らず、雨水浸透・貯留機能の保全・再生策の検討が必要 - 調整池改良は事業主体（流域市町等）と協議が必要
家庭から出る水の汚れを減らします	生活排水WG	- 県域污水適正処理構想での取組の着実な実施 - 生活排水中からのりんの削減 - 浄化槽の適正管理の推進	- 污水处理人口普及率の向上 - 各種啓発ツールの作成 - 意見交換会を実施	作成した啓発ツールを活用した継続的な啓発活動が必要
環境にやさしい農業を推進します	農業WG	「(仮称)食べるエコ」プロジェクトの実施	- ちばエコ農作物の認知度の向上 - 普及啓発方法についての検討（JA等との意見交換会の実施） - 農業と印旛沼のつながりを知ってもらうための生産者講習会を実施	農業と印旛沼のつながりについての啓発活動が必要
川や沼の水環境を改善します	水質改善技術検討会（植生WG、水質改善検討WG）	- 水質改善対策の実施（水辺エコトーンの再生） - 水草の系統維持	- 植生帯整備を実施 - 効果的な整備方法の検討として、浚渫土を活用した整備手法の検討を実施、限定した範囲での施工方法を確立	より効果的な植生帯整備の展開や既存植生帯整備箇所の活用（維持管理）の検討が必要
ふるさとの生き物をはぐくみます	生態系WG	- エコロジカル・ネットワーク形成の推進 - 治水リスク低減に向けたナガエツルノゲイトウの管理	- 河川流域での情報共有方法の検討（意見交換の実施） - 事業の実施段階において環境配慮提案を実施（石神川魚道設計等） - 地域と連携したナガエツルノゲイトウの継続的な駆除活動により治水リスクを低減	- 河川流域単位での生態系の保全・再生方策の検討が必要 - 継続した外来植物の駆除活動の実施に向けた関係者の連携・体制構築が必要
水害からまちや交通機関を守ります	河川管理者	河道の整備、計画堤防高さの維持	- 鹿島・高崎川等での河道整備を実施 - 予備排水の運用見直しを実施	気候変動影響等による近年の豪雨災害を踏まえた対応が必要
水辺を活かした地域づくりを推進します	水と地域のネットワークWG	「印旛沼流域かわまちづくり計画」の推進	- 水辺拠点・一里塚を整備 - かわまちづくり計画の変更	地域と連携した計画の推進、整備箇所の利活用方法の検討が必要
環境学習を活発にします	学びWG	- 学校における環境学習の継続 - 環境学習に取り組む教員への支援 - 支援体制の充実 - 市民の学びの推進	- 教員研修会の実施 - 新学習指導要領に基づく指導案集の作成	作成したツール等を活用し、印旛沼の学習を学校だけに限らず広く展開する取組が必要
共感を広げ、多様な主体との連携・協働を推進します	（事務局）	- イベントなど多様な機会を通じた広報 - WEBサイトによる情報共有 - 学習会等における情報共有 - 多様な主体の連携、協働の推進 - 多様な主体とのコミュニケーションの継続	- 環境フェア等イベントの実施 - WEBサイトの運営	コロナウイルス感染症を踏まえた新たな広報の仕方の検討が必要

対策(34の対策群)の評価(案)

評価
↗：計画以上
→：計画通り
↘：計画以下

判定
●：実施主体（流域住民等：市、沼利用者：利、企業：企、研究機関：研、行政機関：行）により取組を継続する対策群
★：継続するためには支援・協議が必要な対策群

対策群（網がけは強化対策）	実施主体					実施状況 ※関連事業・研究による取組等	評価	第3期に向けた考え方	判定
	市	利	企	研	行				
雨水の貯留・浸透施設の普及	●		●		●	設置指導や公共事業での整備等、雨水貯留浸透施設の普及が実施	→	実施主体で継続	●
雨水調整池を活用した汚濁負荷の低減	●		●	●	●	浸透WGで検討した調整池の改良は未実施	↘	実施主体で継続	★
緑地の保全・緑化の推進	●	●	●		●	緑地の保全、多面的機能支払い交付金の取組等が実施	→	実施主体で継続	●
湧水・地下水の保全・活用	●	●	●	●	●	条例等に基づき地下水の適正利用の指導等が実施	→	実施主体で継続	●
下水道の普及	●		●		●	千葉県全県污水適正処理構想に基づき事業が実施	→	実施主体で継続	●
合併処理浄化槽への転換	●		●	●	●	補助制度を活用した合併浄化槽（高度処理含む）の普及が実施	→	実施主体で継続	●
浄化槽等排水処理機能の維持	●		●		●	法定点検の受験率向上の取組が実施	→	実施主体で継続	●
家庭における負荷削減	●				●	家庭でできる対策の普及啓発に向けた啓発グッズの配布等が実施	→	実施主体で継続	●
環境にやさしい農業の推進	●	●	●	●	●	ちばエコ農業等の環境に優しい農業の普及啓発が実施	→	実施主体で継続	●
循環かんがいの推進		●			●	印旛沼二期農業水利事業による事業が実施（R6年度完成予定）	→	実施主体で継続	●
畜産系の負荷削減	●	●	●		●	家畜排せつ物等の適正利用の指導等が実施	→	実施主体で継続	●
事業所系の負荷削減			●		●	水質汚濁防止法に基づき事業場の立入り検査等が実施	→	実施主体で継続	●
水辺エコトーンの保全・再生	●	●	●	●	●	植生帯の整備が実施、既存植生帯整備箇所の維持管理等の検討が必要	→	効果的・効率的な整備方法の検討が必要	★
水草の保全・活用		●	●	●	●	沈水植物等の系統維持が実施、オニビシの活用に向けた取組※が実施	↗	関係者の調整が必要	★
河川・水路等における直接浄化	●				●	河川、農業用水路の浄化施設の維持管理が実施	→	実施主体で継続	●
河川・沼の清掃等	●	●	●		●	路面・側溝の清掃、ゴミ清掃、不法投棄対策、水質事故監視等が実施	→	実施主体で継続	●
その他水質改善対策の検討				●	●	印旛沼の水質は依然として目標を達成していない	↘	より効果的な対策の検討が必要	★
エコロジカル・ネットワークの形成	●	●	●		●	生物多様性地域戦略の策定や耕作放棄地解消の取組等が実施	→	実施主体で継続	●
多自然川づくりの推進	●	●			●	多自然川づくりによる河道整備が実施	→	実施主体で継続	●
谷津及び里山の保全・活用	●	●	●	●	●	条例等に基づき保全等が実施、グリーンインフラとしての活用検討等※が実施	↗	実施主体で継続	●
外来種の駆除	●	●	●	●	●	ナガエツルノゲイトウやカミツキガメ等の駆除活動が実施	→	実施主体で継続	●
流下能力の向上					●	河道整備等が実施、予備排水運用の見直しが実施	↗	実施主体で継続	●
治水施設の質的改良		●		●	●	揚排水施設整備、堤防の嵩上げ等が実施	→	実施主体で継続	●
印旛沼流域かわまちづくりの推進	●	●	●	●	●	かわまちづくり計画による水辺拠点等の整備が計画より遅延	↘	多様な関係者の連携が必要	★
小中学校における環境学習の推進	●	●		●	●	印旛沼環境基金と連携した環境学習の支援等が実施、指導案集を作成	↗	作成した指導案集の活用・展開が必要	★
市民の学びの推進	●	●	●	●	●	印旛沼環境基金等による印旛沼に関する学習（講演会）等が実施	→	学校だけでなく市民の学びの場も必要	★
広報（双方向コミュニケーション）	●	●	●	●	●	環境体験フェア等啓発イベントが実施、WEBサイト等情報発信が実施	→	環境フェア、再生大賞、WEBサイト等、アフターコロナ時代へ対応の検討が必要	★
市民活動の連携・協働						WEBサイトでの市民団体活動紹介、印旛沼流域再生大賞等が実施	→		★
調査・研究[環境調査等を合わせて評価]	●	●	●	●	●	環境調査等が実施、印旛沼をフィールドにした研究※が実施	↗	実施主体で継続	●

◆ 成果

- 計画した取組は着実に実施されている。
 - 各実施主体により、第2期計画で計画した取組は着実に実施
(次年度、詳細調査を予定。内閣官房のアンケート結果も取り入れ第2期の最終評価を行う。)
- 「強化対策」については各WG等の支援により、成果の大小はあるものの、一定の成果が得られている。
- 取組理念「人をつなぎ、地域をつなぎ、未来につなぎ」の実践により、多様な主体による活動が開始されるなど健全化の環は徐々に広がっている。例：ナガエツルノゲイトウ協働駆除活動、新川ウォーターフロントPJ

◆ 第3期に向けた課題

- 5つの目標の達成に向けて、継続した取組が必要
 - COD値等は目標未達成であるが、横ばいで、これまでの水質改善対策により現状維持していると考えられることもできる。今後、対策効果を検証していく必要がある。
 - 取組については、実施主体で進めていくことができるもの、主体間の連携強化が必要となるものがある。
- 連携強化が必要
 - 健全化の環は着実に広がりつつあるものの、市民や様々なステークホルダーの連携が必ずしも十分ではない。
 - 特に連携すべき施策を中心に集中的に実施する必要がある。
 - 普及方策は見出しながらも、広報・啓発や意見交換等にとどまっている取組も多い。
- 新たな課題の出現（社会状況等の変化）
 - 令和元年10月に発生した水害のように、気候変動の影響などによる激甚な災害が頻発しており、これを前提とした取組を考える必要がある。
 - 人口減少や縮退経済を前提に、今後の取組を考える必要がある。
 - 新型コロナウイルス感染症によって、従来のようなイベントや会議の実施が困難になった。新しい生活様式に合わせたコミュニケーションの仕方を考える必要がある。

◆ 水循環基本計画の見直し（R2.6閣議決定）

- 計画の見直し内容を踏まえた対策が必要
 - 大規模自然災害への対応
 - 貯留・涵養機能の維持・向上 等

◆ 流域治水への転換（R2.9社会資本整備審議会答申）

- 安全・安心な社会に向けて、あらゆる関係者で取り組む流域治水に転換
- 令和元年の豪雨では印旛沼水位は既往最大を記録、流域では流入河川の氾濫等による浸水被害が発生

◆ 高齢化社会の進行、人口減少が本格化する時代に

- 地域社会の縮退が進むなかだからこそ、縮充社会（縮小するものの「参加」による充実したまちづくり）を目指すことが今後の取組の前提

◆ 新型コロナウイルス感染症の拡大

- 新型コロナウイルス感染症により社会情勢や人々の行動様式が大きく変化
- ポストコロナ社会として、従来の延長ではない新しい地域の創造が必要

◆ 流域治水を駆動力に、流域水循環健全化の推進を図る

- 健全化会議の当初からの趣旨である「治水・利水・環境」すべてをバランスよく実施していく。流域治水を総合的に進めることにより、相乗効果が期待できる。
- 水循環健全化の取組を進めることにより、安全・安心な地域社会を形成する。

◆ 連携強化、選択と集中により取組を加速する

- 危機意識の共有により、関係者の連携を強化するとともに、流域水循環健全化に与える効果の高い対策を選択し、集中的に取組を実施する。

印旛沼で目指す流域マネジメント

◆ 新たに生じた課題や政府における施策方針の変化・転換への対応

- 激甚化、頻発化する災害、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、気候変動適応、自然の多機能性、安全な土地利用、新しい生活様式といった考え方を取り入れて取組の推進を図る。

◆ 流域治水とは、治水版「流域マネジメント」である

- 流域水循環健全化の理念には、当初から流域治水の考え方が含まれている
- 流域治水を駆動力として各対策を進めることで、治水のみならず、水質改善、生物多様性等にも寄与する
- 治水対策を単に治水対策にとどまらせないことが重要
 - 環境と治水の統合概念を構築し、流域治水が地域づくりへと発展するという認識を共有する。
 - 洪水防御のためだけの対策ではなく、水辺の拠点を整備するなど人々が水に親しむ空間を形成し、子供たちの環境学習や市民の活動を支援し、豊かな人間関係を育む地域社会を目指す。

◆ 新たな推進の力になる可能性に期待

- 近年頻発している豪雨災害などから、「安全・安心な社会」への関心が高まっており、取組の強力な推進力となる期待がある
(流域連携、事業推進、地域の関心等、すべての面において、追い風)

流域治水の考え方※	健全化計画での流域治水の取組	健全化と流域治水の関係
① 氾濫をできるだけ防ぐ 「ためる、しみこませる：集水域」	雨水の貯留・浸透施設の普及 〈浸透WGの取組〉 ・雨水浸透マス設置普及 ・貯留、浸透施設の推進 ・透水性舗装整備の普及 等	これまで健全化会議では、主に水循環や水質改善の対策として推進 →流域治水で取組の推進を図り、治水のみならず、 水質改善等にも寄与
① 氾濫をできるだけ防ぐ 「ためる、しみこませる：集水域」	緑地の保全・緑化の推進 谷津及び里山の保全・活用	→新たな視点(治水)から取組を推進し、 水質改善、生物多様性等にも寄与
① 氾濫をできるだけ防ぐ 「ためる：河川区域」	予備排水	→「弾力的な施設の運用管理」として、印旛沼流域に導入可能な対策メニューを幅広く検討・推進 (検討にあたっては、水質改善等への寄与も考慮)

印旛沼で目指すこれからの流域マネジメント

スライド15

(流域治水を駆動力に、流域水循環健全化の推進を図る)



安全・安心な社会に対する意識の高まり



**流域治水の対策
= 健全化計画の一部の対策
と同じ**
(流域治水という切り口でこれまでの対策のより一層の連携・推進を図る)



これまでできなかった組織の連携、無関心層の取り込みなど、対策の推進や実施のモチベーションが向上



印旛沼に対する関心の高まり

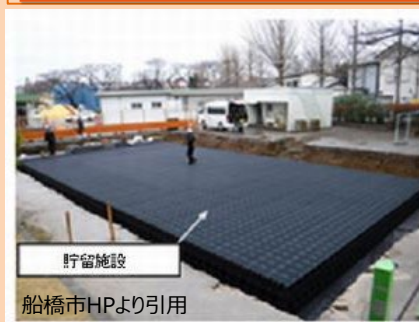


健全化計画すべての対策が進む



**自然豊かで愛着のある
印旛沼流域の創生※**

雨水貯留・浸透施設の整備



緑地・里山等の保全・推進



「世田谷区みどりの基本計画2018年度～2027年度」より引用

河道整備



防災・環境教育



※「印旛沼流域創生」とは、長い年月をかけて育まれてきた印旛沼流域の歴史や文化、印旛沼流域を特徴づける沼や水辺、台地、里山などの自然環境を、流域の多様な主体が一丸となって保全・活用し、暮らしの中で楽しむことで、人や地域の交流が活発になり、印旛沼を核としたコミュニティ再生や、印旛沼流域を中心とした地域づくりが活発になる姿をイメージ

健全化計画のテーマ と第 3 期における対策（案）

スライド16

- ◆ 健全化計画では、目標の達成に必要な取組としてテーマを設定
- ◆ 具体的な取組内容は、各行動計画で、その時の社会動向や地域のニーズに応じて設定



第3期の検討に向けて...

- ◆ 第3期の方向性を踏まえて、各テーマでの取組内容を検討
- ◆ その際、テーマの設定についても合わせて検討
- ◆ 必要に応じて、変更する。

次スライドに変更案を示すが、継続して議論中のものであり、現時点での事務局案である。
資料-8第3期行動計画骨子も事務局案で作成しているが、今後変更が生じる可能性もある。
次年度、議論を踏まえて変更内容を確定させ、健全化計画の変更の手続きを行う。

基本理念「恵みの沼をふたたび」及び、5つの目標達成のため、10のテーマと10のテーマの推進を支える取組のもと、具体的な対策に取組みます。また、具体的な取組は、社会の動向や地域のニーズに合わせて各行動計画で定めます。

目 標	テーマ	具体的な取組
目標1 良質な 飲み水の源 印旛沼・流域	雨水の貯留・浸透機能を保全・再生します	具体的な取組は、 期ごとにその時の 社会動向や地域の ニーズ等に応じて、 各行動計画において 設定
	湧水と地下水を保全します	
目標2 遊び、泳げる 印旛沼・流域	家庭から出る水の汚れを減らします	
	環境にやさしい農業を推進します	
目標3 ふるさとの生き物 はぐくむ 印旛沼・流域	環境への負荷の少ない産業活動を推進します	
	川や沼の水環境を改善します	
目標4 水害に強い 印旛沼・流域	ふるさとの生き物をはぐくみます	
	水害からまちや交通機関を守ります	
目標5 人が集い、 人と共生する 印旛沼・流域	水辺を活かした地域づくりを推進します	
	環境学習を活発にします	
分野間の取組を 推進するテーマ		共感を広げ、多様な主体との連携・協働を推進します
		取組を推進する仕組み・制度の検討や調査・研究を推進します

※5つの目標とテーマは、特に関係の深いものの対応を示しています。

テーマの変更（現時点での事務局案）

スライド18

目標1
良質な飲み水の源
印旛沼・流域

目標2
遊び、泳げる
印旛沼・流域

目標3
ふるさとの生き物
はぐくむ印旛沼・流域

目標4
水害に強い
印旛沼・流域

目標5
人が集い、人と共生する
印旛沼・流域

分野間の取組を支援するテーマ

テーマ	テーマ（変更箇所にハッチ）
雨水の貯留・浸透機能を保全・再生します	湧水や地下水を保全・活用します 雨水貯留・浸透に対策を限るのではなく、より広いテーマすることで新たな取組の呼び込みや連携を図りやすくするため変更
湧水と地下水を保全します	
家庭から出る水の汚れを減らします	流域から入る水の汚れを減らします これまでのテーマは、課題と対策を直結させていたが、より広いテーマとすることで新たな取組の呼び込みや連携を図りやすくするため変更
環境にやさしい農業を推進します	
環境への負荷の少ない産業活動を推進します	川や沼における水環境を保全・再生します 元のテーマが、上記も包含する大きなテーマであったため、明確化を図るため変更
川や沼の水環境を改善します	
ふるさとの生き物をはぐくみます	ふるさとの生き物をはぐくみます
水害からまちや交通機関を守ります	流域全体で水害からまちや交通機関を守ります
水辺を活かした地域づくりを推進します	水辺を活かした地域づくりを推進します
環境学習を活発にします	印旛沼学習※を活発にします 環境に限らず、印旛沼への学習を推進学習はすべてのテーマに関わり、取組を支援するものであることから、分野間の取組を支援するテーマへの位置づけに変更
共感を広げ、多様な主体との連携・協働を推進します	共感を広げ、多様な主体との連携・協働を推進します
取組を推進する仕組み・制度の検討や調査・研究を推進します	取組を推進する仕組み・制度の検討や調査・研究を推進します

分野間の取組を支援するテーマ

SDGs関係

水質改善

6 安全な水とトイレを世界中に



環境に優しい農業の普及

2 飢餓をゼロに



生態系保全

15 陸の豊かさも守ろう



水環境の保全

14 海の豊かさを守ろう



水辺を活用した地域活性化

8 働きがいも経済成長も



安全・安心なまちづくり

11 住み続けられるまちづくりを



環境学習 防災学習

4 質の高い教育をみんなに



すべての関係者との連携

17 パートナシップで目標を達成しよう



13 気候変動に具体的な対策を



気候変動適応策

※印旛沼学習とは、印旛沼流域に関係する歴史・文化、自然環境、防災、まちづくり等あらゆる面への学習のことを示す。

【基本的な考え方】

◆ 第2期での対策群は**基本的に継続**

- 「治水・利水・環境」すべてをバランスよく実施するため、実施主体で進めていける対策と主体間の連携強化が必要となる対策それぞれに適した方法で効果的に進めていく。
- 次年度実施主体調査により、具体的対策量を調査

◆ **対策群を追加・変更**

- 第3期の方向性（流域マネジメントの推進）から、必要に応じて対策群を追加・変更

◆ 第3期で**注力したい対策群を抽出**

- 第3期の方向性（連携強化、選択と集中による加速化）から、特に推進していく対策群を抽出（推進対策と称す）

＜推進対策の抽出の視点＞

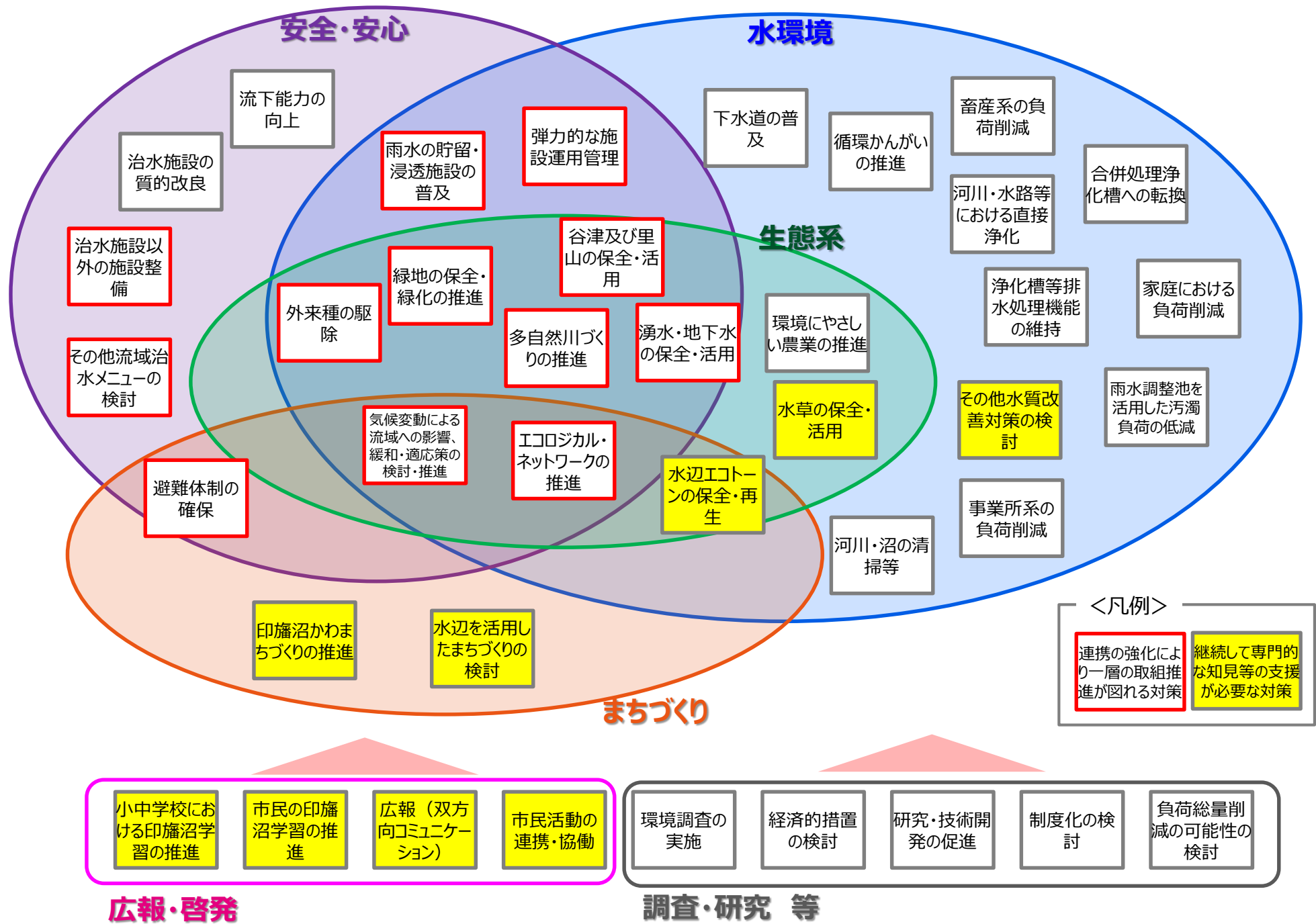
- 治水のみならず、利水・環境にも効果がある対策のうち、実施主体の連携を強化することで、一層の推進が図れる対策
- 第2期から継続して、専門的な知見等の支援が必要な対策

対策群の整理と推進対策の抽出

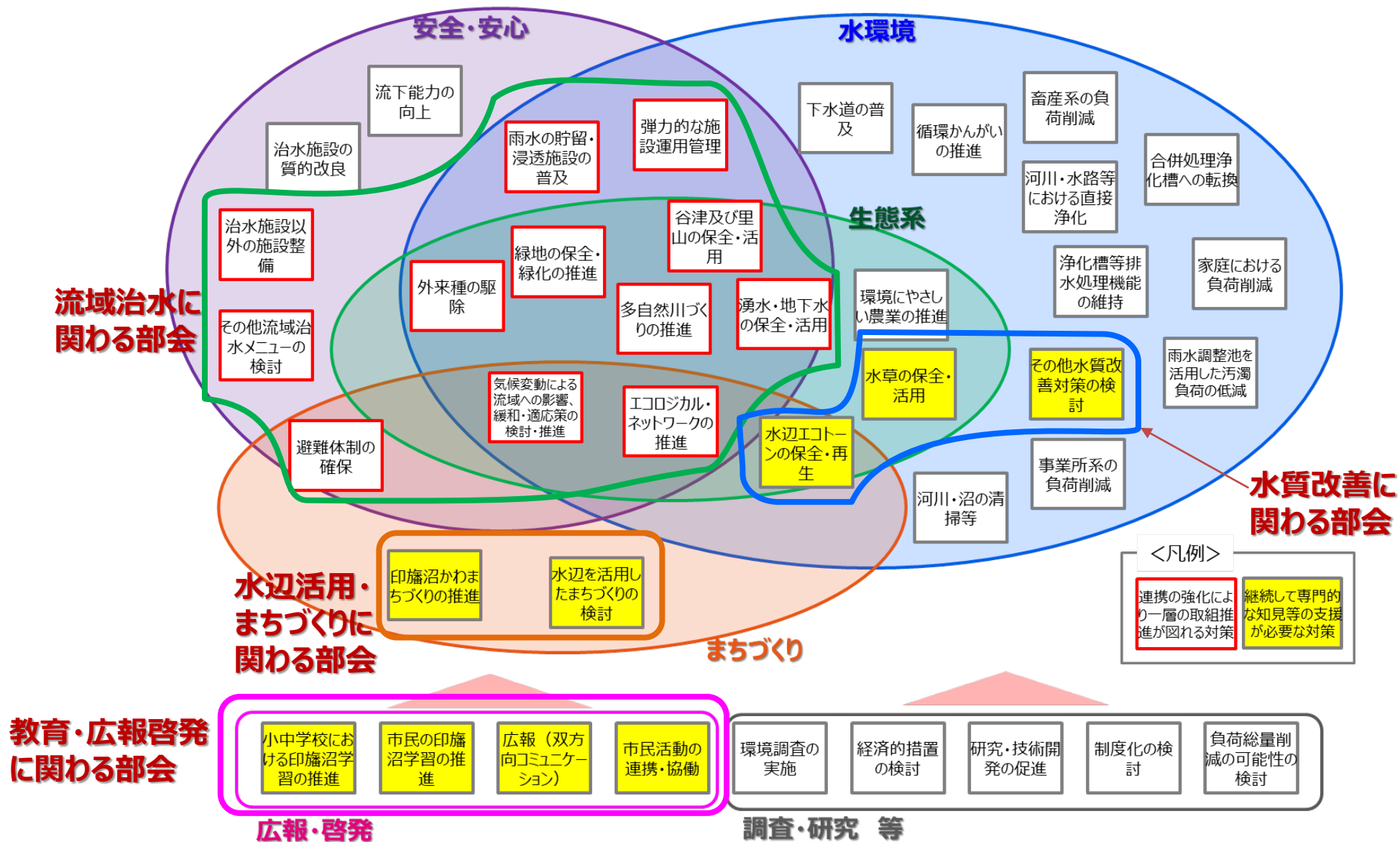
- 判定
- ：実施主体（流域住民等：市、沼利用者：利、企業：企、研究機関：研、行政機関：行）により取組を継続する対策群
 - ★：継続するためには支援・協議が必要な対策群

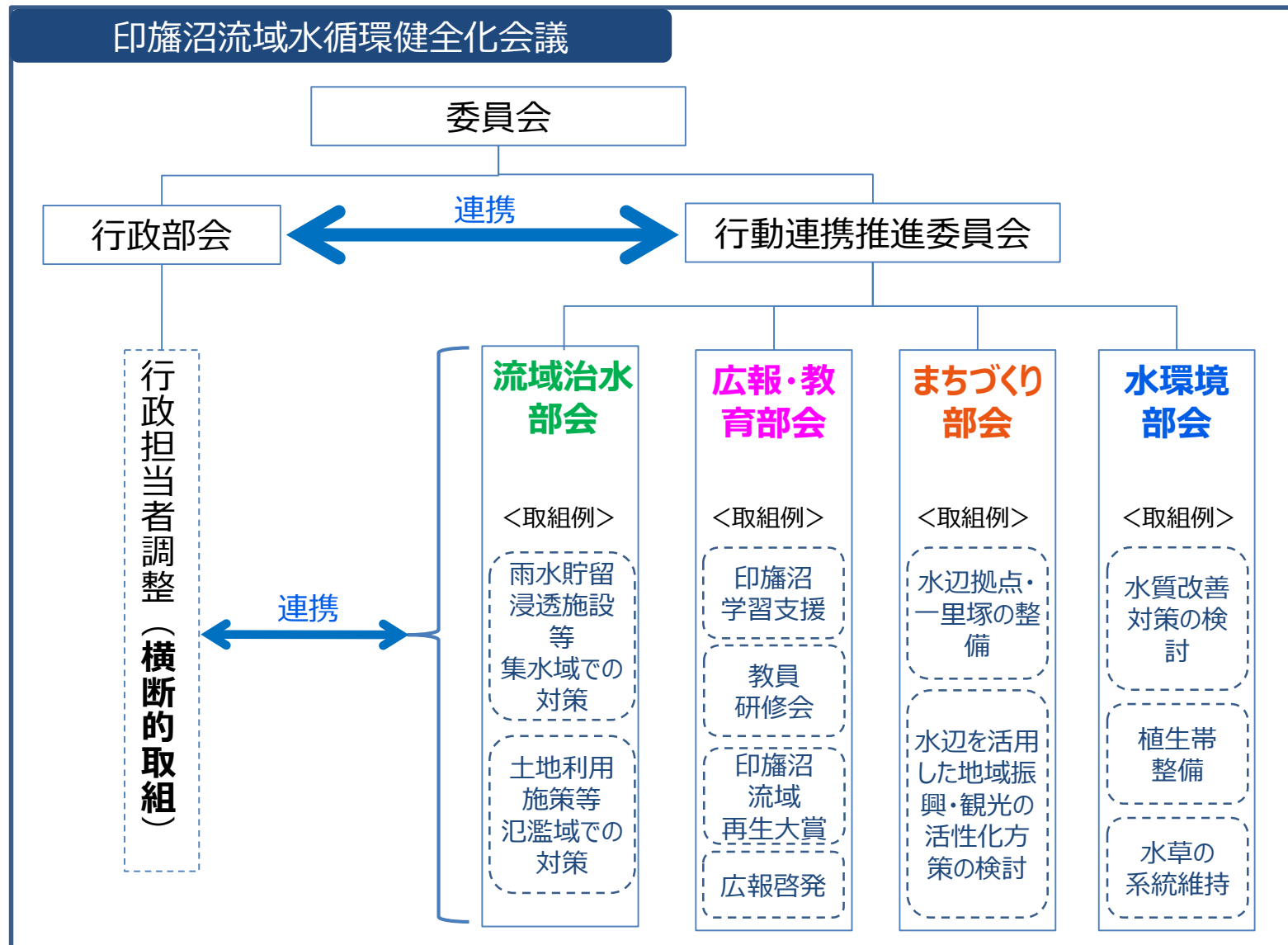
健全化計画のテーマ（変更案）と第3期の対策群（案）との関係						第3期における対策群（案）				推進対策	
①湧水や地下水を保全・活用します	②流域から入る水の汚れを減らします	③川や沼における水環境を保全・再生します	④ふるさとの生き物をはぐくみます	⑤流域全体で水害からまちや交通機関を守ります	⑥水辺を活かした地域づくりを推進します	対策群 青：変更、赤：新規	位置づけ	変更・増加理由	取組推進の考え方等	連携の強化により一層の取組推進が図れる対策	継続して専門的な知見等の支援が必要な対策
●	●	●		●		1 雨水の貯留・浸透施設の普及	継続		多くのテーマに関係することから、各テーマからの視点で関係者が連携することで、対策の推進が必要（例：流域治水で治水対策として雨水浸透施設の普及を図る等）	●	
●	●	●	●	●		2 緑地の保全・緑化の推進	継続			●	
●	●	●	●	●		3 谷津及び里山の保全・活用	継続			●	
●		●	●	●		4 湧水・地下水の保全・活用	継続		各種調査、地下水の適正利用の指導等事業主体による取組が必要	●	
	●	●				5 下水道の普及	継続		（事業主体による取組の実施）		
	●	●				6 合併処理浄化槽への転換	継続		（事業主体による取組の実施）		
	●	●				7 浄化槽等排水処理機能の維持	継続		※生活排水WG等で作成してきたツールの活用を促す		
	●	●				8 家庭における負荷削減	継続		（事業主体による取組の実施）		
	●	●				9 畜産系の負荷削減	継続		（事業主体による取組の実施）		
	●	●				10 事業所系の負荷削減	継続		（事業主体による取組の実施）		
	●	●				11 雨水調整池を活用した汚濁負荷の低減	継続		（事業主体による取組の実施）		
	●	●	●			12 環境にやさしい農業の推進	継続		※行政部会等で行政間連携を図り、実施に向けて協議を実施		
	●	●				13 循環かんがいの推進	継続		（事業主体による取組の実施）		
		●	●		●	14 水辺エコトーンの保全・再生	継続		植生帯整備手法は確立しておらず、整備箇所の選定や整備方法、効果検証等、引き続き学識者等からの支援が必要		●
		●	●			15 水草の保全・活用	継続		既往植生帯整備箇所における維持管理や水草の系統維持については引き続き学識者等からの支援が必要		●
		●				16 河川・水路等における直接浄化	継続		（事業主体による取組の実施）		
		●	●	●		17 河川・沼の清掃等	継続		（事業主体による取組の実施）		
		●				18 その他水質改善対策の検討	継続		その他、より効果的な水質改善対策の検討が必要		●
●		●	●	●	●	19 エコロジカル・ネットワークの推進	継続		流域治水の検討と合わせ流域単位での生態系管理・保全の検討が必要	●	
		●	●	●		20 多自然川づくりの推進	継続		治水にも環境にも寄与する対策として関係者の連携が必要	●	
		●	●	●		21 外来種の駆除	継続		治水にも環境にも寄与する対策として関係者の連携が必要	●	
				●		22 流下能力の向上	継続		（事業主体による取組の実施）		
				●		23 治水施設の質的改良	継続		（事業主体による取組の実施）		
		●		●		24 弾力的な施設運用管理	新規	予備排水の見直しなど、治水目的で実施される取組について、水質にも寄与する運用の可能性を検討するために新規追加	治水目的実施される取組について、水質にも寄与する運用方法の検討が必要、関係する関係者との連携・調整が必要	●	
				●	●	25 避難体制の確保	新規	流域治水に関係する取組として追加	流域治水から新規追加対策、取組実施には、県・市町、施設関係者等の連携が必要	●	
				●		26 治水施設以外の施設の治水活用	新規	流域治水に関係する取組として追加		●	
				●		27 その他流域治水メニューの検討	新規	流域治水に関係する取組として追加	新規追加した対策以外の流域治水でのメニュー化・事業化の検討が必要、取組実施には関係者の連携が必要	●	
					●	28 印旛沼流域かわまちづくりの推進	継続				
					●	29 水辺を活用したまちづくりの検討	新規	かわまちづくり計画だけでなく、水辺を活用した地域振興をより展開する必要があることから別項目として新規追加	かわまちづくり計画の推進には、県・市町等関係者の連携が必要。また、整備された拠点を含め、印旛沼の水辺を活用したまちづくりには、土木・環境、観光や地域振興・教育等も多様な関係者の連携が必要		●
分野間の取組を推進するテーマ						30 小中学校における印旛沼学習の推進	継続・名称変更	環境に限らず、歴史・文化、防災・減災等の教育も必要ことから変更	環境学習から印旛沼の歴史・文化、防災・減災等を含めて総合的な実施が必要、また、小中学校だけでなく広く機会を創出することが必要		●
						31 市民の印旛沼学習の推進	継続・名称変更				●
						32 広報（双方向コミュニケーション）	継続		多様な主体との連携、Withコロナ時代の広報方法の検討が必要		●
						33 市民活動の連携・協働	継続		市民活動との連携・協働を推進することが必要		●
						34 環境調査の実施	継続		（事業主体による取組の実施）		
						35 研究・技術開発の促進	継続				
						36 経済的措置の検討	継続		健全化会議で得てきたデータ等をオープン化し、各種研究等で活用いただけるように配備、研究成果を共有していただける体制を検討		
						37 制度化の検討	継続				
						38 負荷総量削減の可能性の検討	継続				
						39 気候変動による流域への影響、緩和・適応策の検討・推進	継続・名称変更	顕在化する気候変動影響を踏まえ、印旛沼流域での影響の把握や適応策の検討等を推進することから変更	気候変動による影響や緩和・適応策の検討が必要	●	
⑦印旛沼学習を活発にします											
⑧共感を広げ、多様な主体との連携・協働を推進します											
⑨取組を推進する仕組み・制度の検討や調査・研究を推進します											

第3期における対策群と推進対策の関係図



➤ WG→「部会」と称す。WGより実施することに特化した議論の場をイメージ





取組例

※各部会で実施すべき取組が決定したら、中心的に進める主体者を決め、主体者が取組を実行（表示は例）

参考：第2期行動計画の概要

スライド24

◆第2期行動計画の取組理念

人をつなぎ、地域をつなぎ、未来につなぎ

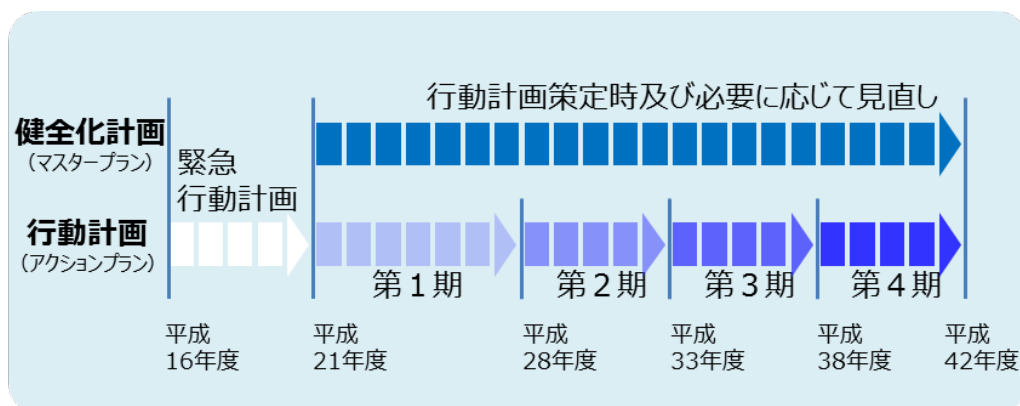
水循環健全化の環を広げ、印旛沼流域創生のムーブメントにつなげる

○印旛沼流域創生とは

「印旛沼流域創生」とは、長い年月をかけて育まれてきた印旛沼流域の歴史や文化、印旛沼流域を特徴づける沼や水辺、台地、里山などの自然環境を、流域の多様な主体が一丸となって保全・活用し、暮らしの中で楽しむことで、人や地域の交流が活発になり、印旛沼を核としたコミュニティ再生や、印旛沼流域を中心とした地域づくりが活発になる姿をイメージしています。

◆計画期間

➤ 2016(H28)~2020(R2)年度の5年間



人をつなぎ

／多様な主体の情報共有、理解、連携を活発にします

- 水循環健全化につながる様々な市民活動がみられます。こうした市民の取組にもスポットを当てるとともに、新たな連携を図ることで、取組の推進を図ります。
- 様々な機会を捉えて、継続的に多様な主体とのコミュニケーションを図り、水循環健全化への共感を得るとともに、人と人がつながるきっかけとしていきます。

地域をつなぎ

／流域で相互補完、相乗効果を創出し、地域づくりに活用します

- 市町間や、水源地域と下流地域、農村と都市部、流域内と流域外など、印旛沼に関わる地域の有機的な連携を促し、相互補完や相乗効果の創出を図ります。
- 印旛沼流域における地域づくりとの連携、印旛沼及び流域を活用した地域創生、地域活性化を図ります。

☆未来につなぎ

／持続可能な取組により、地域資源である印旛沼流域を次世代に継承します

- 印旛沼との伝統的な付き合い方や先人達の知恵、歴史や文化、今に引き継がれている印旛沼のある暮らしの豊かさを、地域のアイデンティティとして後世に引き継ぎます。
- 印旛沼流域と人との関わりを強めることで、印旛沼流域が地域の共有の財産として、多様な人々により保全・活用され、次世代に受け継がれていくことを目指します。

◆ 取組内容

➤ テーマと34の対策群

- 計画では、取組理念のもと、流域内で様々な対策が自発的に展開されることを期待し、計画に位置づけられた対策以外の取組も随時取り入れながら進めることとしている。
- 目標の達成に必要な**テーマを設定**（健全化計画）
- それに紐づく対策を、**34の対策群**に取りまとめ
- 各対策群における対策は、主に行政による事業を取りまとめ

➤ 強化対策、推進テーマ

- 34の対策群のうち、特に第2期計画期間中に特に**強化して取り組むべき対策を「強化対策」**として位置づけ
- さらに、テーマのうち、**強化対策を含むテーマを「9つの推進テーマ」**として位置づけ

◆ 推進体制

- 推進テーマに基づく**対策の推進を支援する組織として、ワーキング等を位置づけ**

◆ テーマ

➤ 健全化計画で定めている12テーマ

➤ 目標達成に必要な取組のテーマを10テーマ設定

➤ それを推進するテーマとして、2テーマ設定

◆ 具体の取組

➤ 各行動計画で定める第2期では、

➤ 第1期で定めた101対策の実績や課題等を整理して、過不足を確認するとともに「34の対策群」として統合

基本理念「恵みの沼をふたたび」及び、5つの目標達成のため、10のテーマと10のテーマの推進を支える取組のもと、具体的な対策に取組めます。また、具体的な取組は、社会の動向や地域のニーズに合わせて各行動計画で定めます。

目 標	テーマ	具体的な取組
目標1 良質な 飲み水の源 印旛沼・流域	雨水の貯留・浸透機能を保全・再生します	具体的な取組は、 期ごとにその時の 社会動向や地域の ニーズ等に応じて、 各行動計画において 設定
	湧水と地下水を保全します	
目標2 遊び、泳げる 印旛沼・流域	家庭から出る水の汚れを減らします	
	環境にやさしい農業を推進します	
目標3 ふるさとの生き物 はぐくむ 印旛沼・流域	環境への負荷の少ない産業活動を推進します	
	川や沼の水環境を改善します	
目標4 水害に強い 印旛沼・流域	ふるさとの生き物をはぐくみます	
	水害からまちや交通機関を守ります	
目標5 人が集い、 人と共生する 印旛沼・流域	水辺を活かした地域づくりを推進します	
	環境学習を活発にします	
分野間の取組を推進するテーマ		共感を広げ、多様な主体との連携・協働を推進します
		取組を推進する仕組み・制度の検討や調査・研究を推進します

※5つの目標とテーマは、特に関係の深いものの対応を示しています。

取組体系と推進テーマの支援体制

スライド28

主な課題	テーマ	対策群および対策	
		対策群（網掛けは強化対策）	対策（例）
平常時の水量回復が必要	雨水の貯留・浸透機能を保全・再生します	雨水の貯留・浸透施設の普及	開発行為に係る貯留・浸透施設の設置指導／各戸貯留・浸透施設の維持管理 等
		雨水調整池を活用した汚濁負荷の低減	調整池・調節池の設置、設置の指導／調整池・調節池の維持管理 等
		緑地の保全・緑化の推進	市街地・住宅地の緑化／家庭・事業所の敷地内の緑化／農地の保全・活用／緑地の保全 等
栄養塩類の汚濁負荷の削減が必要	家庭から出る水の汚れを減らします	湧水・地下水の保全・活用	湧水調査・情報共有／地下水の適正利用の推進 等
		下水道の普及	下水道の整備／下水道への接続 等
		合併処理浄化槽への転換（高度処理型合併処理浄化槽の導入）	合併処理浄化槽への転換／高度処理型合併浄化槽の普及 等
農業系の汚濁負荷(特に窒素)削減が必要	環境にやさしい農業を推進します	浄化槽等排水処理機能の維持	浄化槽の適正管理の推進／農業集落排水施設等の適正な維持管理 等
		家庭における負荷削減	家庭でできる生活排水対策の普及／環境家計簿（くらしの点検表）の普及 等
		環境にやさしい農業の推進	環境にやさしい農業の実施／環境にやさしい農産物の販売促進 等
産業系の汚濁負荷削減が必要	環境への負荷の少ない産業活動を推進します	循環かんがいの推進	循環かんがい施設の整備 等
		畜産系の負荷削減	家畜排せつ物処理施設の設置／畜産堆肥野積みの防止 等
		事業所系の負荷削減	事業場排水等の規制指導強化／環境に配慮した産業の育成・誘致（税制優遇等） 等
川や沼の環境改善が必要	川や沼の水環境を改善します	水辺エコトーンの保全・再生	水辺エコトーンの整備／環境学習やレクリエーションへの水辺の活用 等
		水草の保全・活用	河道植生の保全・復元／水草の系統維持／オニビシの管理・活用 等
		河川・水路等における直接浄化	河川・水路を利用した植生浄化／浄化施設の維持管理 等
		河川・沼の清掃等	路面・側溝等の清掃／河川・水路内堆積物の除去／ゴミ清掃 等
		その他水質改善対策の検討	印旛沼の水質形成機構の解明／水質改善対策の検討 等
健全な生態系の保全が必要	ふるさとの生き物をはぐくみます	エコロジカル・ネットワークの形成	エコロジカル・ネットワークの形成／耕作放棄地の解消／ビオトープ・湿地帯の整備 等
		多自然川づくりの推進	多自然川づくりの実施／環境に配慮した農業用排水路の整備・管理 等
		谷津及び里山の保全・活用	法的措置等による保全／間伐・枝打ち・下草刈り等森林の維持管理 等
		外来種の駆除	ナガエツルノゲイトウ、カミツキガメ等外来種の駆除／外来種の分布調査、情報発信 等
水害に強いまちづくりが必要	水害からまちや交通機関を守ります	流下能力の向上	河道整備による流下能力の向上 等
		治水施設の質的改良	排水機場整備・改修／計画堤防高さの維持 等
沼や水辺を地域づくりに活かすことが必要	水辺を活かした地域づくりを推進します	印旛沼流域かわまちづくりの推進	水辺拠点・ミニ拠点（一里塚）の整備等水辺の利用促進 等
印旛沼への理解促進が必要	環境学習を活発にします	小中学校における環境学習の推進	環境学習教材の作成・活用／教師への支援体制の確立 等
		市民の学びの推進	学習会、講演会等の開催／生涯学習との連携 等
多様な主体との連携・協働が必要	共感を広げ、多様な主体との連携・協働を推進します	広報（双方向コミュニケーション）	多様な媒体を用いた印旛沼の情報共有／コミュニケーションの推進 等
		市民活動の連携・協働	市民・市民団体の応援／印旛沼連携プログラムの推進・強化 等
取組を推進する仕組み・制度の構築が必要	取組を推進する仕組み・制度の検討や調査・研究を推進します	環境調査の実施	水質・生物調査の実施 等
		研究・技術開発の促進	研究・技術開発の促進 等
		経済的措置の検討	取組推進のための新たな財源確保の検討 等
		制度化の検討	制度化の検討 等
		負荷総量削減の可能性の検討	負荷総量削減の可能性の検討 等
		地球温暖化への対応	地球温暖化適応策の検討 等

推進テーマに基づく取組	取組指標と目標値 【 】内が目標値
浸透WG - 雨水浸透マスの設置普及 - 貯留・浸透施設の普及 - 調整池を活用した市街地面源負荷削減の推進 - 効果的な透水性舗装整備の普及 - 浸透WGにおける成果と課題の共有	- 雨水浸透マスの設置基数【31,506基増】 - 貯留・浸透施設の整備量【1,291箇所増】 - 調整池改良の実施数【1箇所増】 - 透水性舗装の整備面積【123,191㎡増】
生活排水WG - 千葉県全県域汚水適正処理構想での取組の着実な実施 - 生活排水中からのNの削減 - 浄化槽の適正管理の推進 - 取組状況や取組成果・課題の共有	汚水処理人口普及率【94.8%】
農業WG 「(仮称)食べるエコ」プロジェクトの検討	ちばエコ農産物の認知度【1.2倍】
水質改善工法検討WG/水草再生WG - 水辺エコトーンの整備 - 水草の系統維持	水辺エコトーンの再生【整備方法の確立】
生態系WG - エコロジカル・ネットワーク形成の推進 - 治水リスク低減に向けたナガエツルノゲイトウの管理	- 特に重要な箇所における保全・再生の取組箇所数【5箇所】 - ナガエツルノゲイトウによる実害の解消【1箇所】
(河川管理者) 河道の整備、計画堤防高さの維持	河道整備延長【2,658m増】
水と地域のネットワークWG 「印旛沼流域かわまちづくり計画」の推進	- 水辺拠点等の整備箇所数【25箇所】 - ソフト施策実施数【11施策】 - 河川敷地の占用件数【3件】
学びWG（印旛沼環境基金） - 学校における環境学習の継続 - 環境学習に取り組む教員への支援 - 支援体制の充実／市民の学びの推進	水環境をテーマとした環境学習実施学校数【増加】
健全化会議（印旛沼環境基金） - イベントなど多様な機会を通じた広報 - WEBサイトによる情報共有 - 学習会等における情報共有 - 多様な主体の連携・協働の推進 - 多様な主体とのコミュニケーションの継続	- 流域で開催されるイベントとの連携による広報の件数【61件】 - WEBサイトのアクセス数【4000アクセス/月】

再生目標（健全化計画における目標と評価指標）

スライド29

5つの目標

目標1
良質な飲み水の源
印旛沼・流域

印旛沼は、多くの千葉県民の水道水源です。命の源である水源が良好に保たれる印旛沼・流域を目指します。

目標2
遊び、泳げる
印旛沼・流域

かつて、印旛沼や河川は、子どもたちの遊び場でした。人々が水にふれあい、遊ぶことのできる、水が清らかな印旛沼・流域を目指します。

目標3
ふるさとの生き物はぐくむ
印旛沼・流域

かつて、印旛沼や流域では、多様な生き物がはぐくまれていました。印旛沼の水質悪化や流域の都市化、外来種の侵入等により、沼本来の生き物が減少しています。多様な生き物を呼び戻し、ふるさとの生き物が生息・生育できるような印旛沼・流域を目指します。

目標4
水害に強い
印旛沼・流域

かつて、印旛沼・流域は、洪水による大きな被害を受けてきました。今でも大雨の時には、浸水被害等が生じています。大雨でも大きな被害を出さない、水害に強い印旛沼・流域を目指します。

目標5
人が集い、人と共生する
印旛沼・流域

印旛沼・流域は、私たちに様々な恵みを与えてくれます。それを再認識し、地域の宝としてはぐくんでいきます。人々が集まり、人々とともに生きていく、活力と誇りにあふれる印旛沼・流域を目指します。

評価指標	現状 2014(平成 26)年度	2020(平成 32)年度 における目標	2030(平成 42)年度 における目標
①水質	★クロロフィルa ^{※1} ：年平均 150μg/L ★COD ^{※1} ：年平均 11mg/L	★クロロフィルa ：年平均 110μg/L 以下 ^{※5} ★COD ：年平均 10mg/L 以下 ^{※4}	★クロロフィルa ：年平均 40μg/L 以下 ★COD ：年平均 5mg/L 以下
②アオコ	★アオコは少ない	★アオコの発生が目立たなくなる	★アオコが発生しない
③清澄性	★透明度 ^{※1} ：0.5m 程度	★透明度が改善する (透明度 0.4m 程度 ^{※5})	★岸辺に立って沼底が見える (透明度 1.0m程度)
④におい	★取水場で臭気の発生がある	★臭気が少なくなる	★臭気がしない
⑤水道に適した水質	★2-MIB ^{※2} ：0.001~0.53μg/L ★トリハロメタン生成能 ^{※2} ：0.047~0.222mg/L	★2-MIB、トリハロメタン生成能が改善する	★2-MIB ：年最大 0.1μg/L 以下 ★トリハロメタン生成能 ：年最大 0.1mg/L 以下
⑥利用者数	★増加する	★印旛沼・流域に訪れる人が増加する	★増加する
⑦湧水	★流域の湧水で枯渇する所がある	★注目地点での湧水が枯渇しない ★低水流量が増加する ^{※6}	★印旛沼底や水源の谷津で豊かな湧水が湧く ★湧水水質 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素：10mg/L 以下
⑧生き物	★外来生物による被害が発生している ★在来生物が減少している	★特定外来生物の被害を軽減する ★水生植物群落を保全・再生する	★在来生物種が保全される ★かつて生息・生育していた生物種が(特に沈水植物)が復活する ★外来種(特に特定外来生物)が駆除される
⑨水害	★鹿島川や高崎川の下流部などで浸水被害が発生している	★治水安全度が向上する	★概ね 30 年に一度の大雨でも大きな被害を出さない ^{※3}

※1：西印旛沼「上水道取水口下」地点の値を記載しています。

※2：2-MIB、トリハロメタン生成能は、「柏井浄水場原水」の値を記載しています。

※3：印旛沼における目標で、「手賀沼・印旛沼・根名川・河川整備計画」（2007 年 7 月策定）の目標年次は 2037 年です。

※4：COD の目標値は、印旛沼に係る湖沼水質保全計画（第 7 期）の値を設定しています。

※5：クロロフィル a と透明度の目標値は、COD との相関関係より設定しています。

※6：注目地点だけでは、流域全体の湧水を評価できません。湧水の流れ集まる河川の低水流量の観測を行い、湧水の状況を把握します。

◆ 計画の進行は、PDCAに公表(Publication)を加えた5つの視点で実施

計画策定 (PLAN)	第2期行動計画を策定します。
取組の実行 (DO)	計画に基づき、取組を実行します。
確認 (CHECK)	- 健全化会議や県・市町、印旛沼環境基金等のイベントにより、計画に掲げられた取組の進捗状況の情報共有を図ります。 - 行動計画の進行状況（目標達成状況含む）は、毎年度、健全化会議委員会（以下、「委員会」という。）で共有します。 9つの推進テーマに基づく取組は、ワーキング等により毎年総括を行い、委員会に報告し、助言と評価を受けます。 34の対策群における行政による事業については、計画期間の最終年に総括（期末レビュー）を行い、委員会に報告し、評価と助言を受けます。
見直し (ACTION)	- 取組の評価や新たに生じた課題に応じて、取組の改善を図ります。 - 委員会からの評価と助言を踏まえ、次期行動計画を策定します。
公表 (PUBLICATION)	- 目標の達成状況や、委員会における検討状況については、WEBサイト（いんばぬま情報広場）等により公表します。 - 毎年の取組成果をわかりやすく公表します。

参考：その他

スライド31

(参考) 令和元年10月25日の大雨

スライド32



- ・予備排水の運用見直し
- ・避難体制の確保
浸水想定区域図の作成
水位計の設置等
- ・鹿島・高崎川、長門川の改修
- ・内水対策
- ・主要道路の冠水対策 など

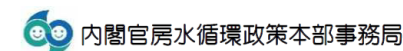
河川改修だけでなく、
流域での対策が始まっている

水循環基本計画の見直し（R2.6閣議決定）

スライド33

◆水循環に関する施策の実施状況、課題、社会情勢の変化等を踏まえ、重点的に取り組む3本柱が示された

新たな水循環基本計画の概要



水循環基本計画

- 水循環基本法に基づき、政府が水循環に関する基本的な計画として定めるもの。
- 改定前の水循環基本計画は、平成27年7月に閣議決定され、令和2年7月に5年を経過。
- 水循環基本法では、「おおむね5年ごとに、水循環基本計画の見直しを行い、必要な変更を加える」とこととされている。

水循環基本法（抜粋）（平成26年7月1日施行）

第13条 政府は、水循環に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、水循環に関する基本的な計画（以下「水循環基本計画」という。）を定めなければならない。

第13条 5 政府は、水循環に関する情勢の変化を勘案し、及び水循環に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに、水循環基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

水循環基本法 （平成26年4月2日公布、7月1日施行）

水循環基本計画（平成27年7月本部※決定・閣議決定）

- ・ 水循環施策の効果に関する評価（レビュー）
- ・ 有識者、地方公共団体等の各方面からの意見聴取
- ・ 新たな水循環基本計画（原案）のパブリックコメント

新たな水循環基本計画

（令和2年6月本部※決定・閣議決定）

おおむね5年ごとに見直し

※水循環政策本部。内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官及び水循環政策担当大臣を副本部長、本部長及び副本部長以外の全ての国务大臣を本部員とする

水循環基本計画の見直しの基本的な考え方

令和から始まる「新・水戦略」

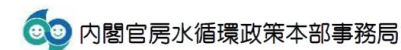
- 流域の様々な主体が連携・協力して、流域水循環計画を策定し、健全な水循環の維持又は回復のための施策を推進する**流域マネジメントの全国展開と質の向上**
- **気候変動の影響等による水災害の頻発・激甚化**、懸念される水災害リスクの増大に対応し、気候変動等のリスクに対応できる**安全・安心な社会の実現に向けて加速**
- **産学官民が連携して**、普及啓発、広報、教育及び人材育成に戦略的に取り組み、**健全な水循環を次世代に継承**
- 経験や教訓、優れた水分野の技術やノウハウを生かし、**世界の水問題の解決を我が国がリード**

新たな水循環基本計画で重点的に取り組む3本柱

- ① **流域マネジメントによる水循環イノベーション** ～流域マネジメントの更なる展開と質の向上～
- ② **健全な水循環への取組を通じた安全・安心な社会の実現** ～気候変動や大規模自然災害等によるリスクへの対応～
- ③ **次世代への健全な水循環による豊かな社会の継承** ～健全な水循環に関する普及啓発、広報及び教育と国際貢献～

- ◆ 3本柱の一つである「②健全な水循環への取組を通じた安全・安心な社会の実現」における取組例、「大規模自然災害等への対応」「貯留・涵養機能の維持・向上等」は、健全化計画と共通

新たな水循環基本計画において「重点的に取り組む主要内容」の3本柱②



2. 健全な水循環への取組を通じた安全・安心な社会の実現

～気候変動や大規模自然災害等によるリスクへの対応～

【状況】

- ・ 地球温暖化などの気候変動により、水害や渇水などのリスクが懸念。
- ・ 災害に強くしなやかな国土・地域・経済社会を構築するため、大規模自然災害時においても人命・財産や重要な水インフラの被害を防止・最小化する必要。

【新たな基本計画における該当分野】

- 2. 貯留・涵養機能の維持及び向上
- 3. (1)イ 危機的な渇水への対応
- 3. (2)災害への対応
- 3. (3)持続可能な地下水の保全と利用の推進
- 3. (4)水インフラの戦略的な維持管理・更新等
- 3. (5)水の効率的な利用と有効利用
- 3. (10)地球温暖化への対応

【新たな基本計画における取組例】

- ・ **大規模自然災害への対応** 大規模な水災害、地震災害等による被害を防止・最小化するため、ハード・ソフト一体となった重要な水インフラ(河川、上下水道、農業水利施設等)における防災・減災、国土強靱化のための対策を実施。
- ・ **危機的な渇水への対応** 気候変動による危機的な渇水を想定し、渇水リスクの評価に関する調査研究を行うとともに、リスク管理型の水の安定供給、渇水対応タイムラインの作成等の渇水への適応策を推進。
- ・ **水インフラの戦略的な維持管理・更新等** 老朽化した水インフラの長寿命化、適切な更新、耐震化等に向けた戦略的な維持管理・更新等を推進。
- ・ **貯留・涵養機能の維持・向上等** グリーンインフラの整備など森林・河川・農地・都市等での総合的な取組を推進するとともに、持続可能な地下水の保全と利用を推進。



令和元年東日本台風による被害(千曲川)

資料)国土交通省



更生工法による長寿命化(下水道)

資料)東京都



水田湛水(福井県大野市)

資料)大野市

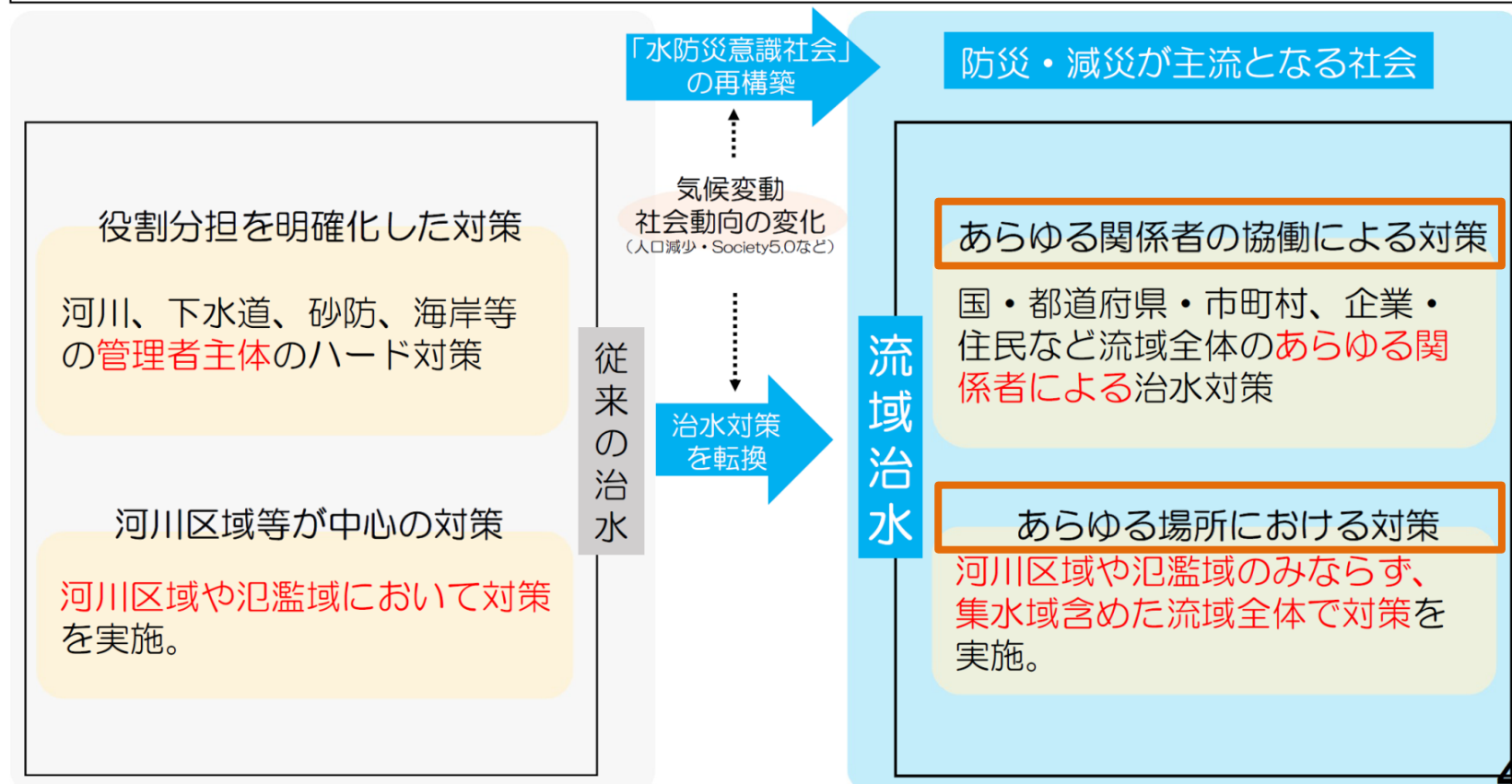
流域治水への転換（社会資本整備審議会答申，R2.9）

スライド35

- ◆従来の管理者主体の治水から、**流域全体のあらゆる関係者**で河川区域に限らず**流域全体**で対策を実施していく「**流域治水**」に転換（健全化計画と同様の考え方）

「流域治水」への転換

- 近年の水災害による甚大な被害を受け、施設能力を超過する洪水が発生するものへと意識を改革し、氾濫に備える、「水防災意識社会」の再構築を進めてきた。
- 今後、この取組をさらに一步進め、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で対応する「流域治水」へ転換。



流域治水への転換（社会資本整備審議会答申，R2.9）

スライド36

- ◆「流域治水」の考え方：集水域・河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域と捉え、関係者全員が協働して総合的かつ多層的に取り組む（健全化計画と同様の考え方）
- ◆流域治水の施策、「雨水貯留・浸透」や「事前放流」などは、健全化計画で既に推進している対策と共通

「流域治水」の施策のイメージ

- 気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策、「流域治水」へ転換。
- 治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減・早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進める。

①氾濫をできるだけ防ぐ

集水域
（雨水貯留機能の拡大）
雨水貯留浸透施設の整備、
田んぼやため池等の高度利用
⇒ 国・市、企業、住民

（流水の貯留）河川区域

利水ダム等において貯留
水を事前に放流し洪水調
節に活用
⇒ 国・県・市・利水者

土地利用と一体となっ
た遊水機能の向上
⇒ 国・県・市

（持続可能な河道の流下
能力の維持・向上）
河床掘削、引堤、砂防堰堤、
雨水排水施設等の整備
⇒ 国・県・市

②被害対象を減少させるための対策

（リスクの低いエリアへ誘導・住まい
方の工夫）
土地利用規制、誘導、移転促進
不動産取引時の水害リスク情報
提供、金融による誘導の検討
⇒ 市、企業、住民

集水域/氾濫域
（氾濫範囲を減らす）
二線堤の整備、自然堤
防の保全
⇒ 国・県・市

③被害の軽減・早期復旧・復興

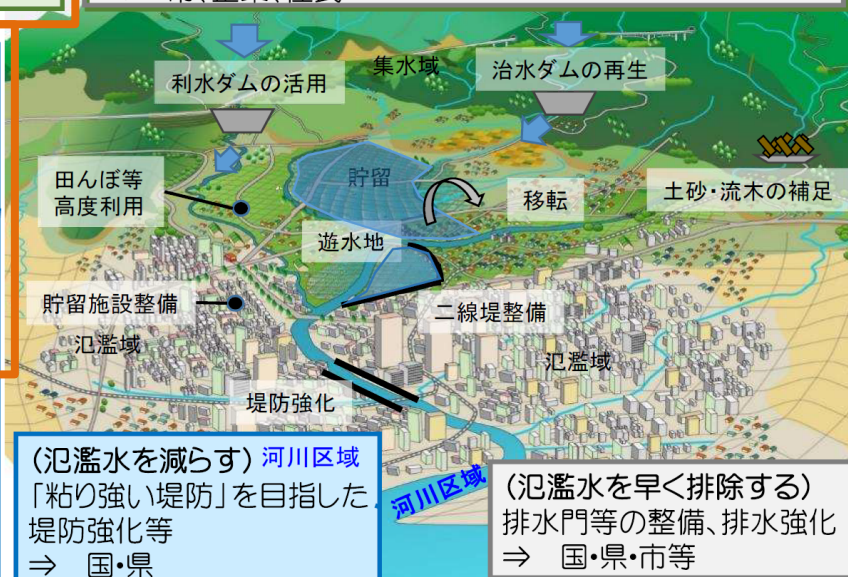
氾濫域
（土地のリスク情報の充実）
水害リスク情報の空白地帯解
消、多段型水害リスク情報を発
信 ⇒ 国・県

（避難体制を強化する）
長期予測の技術開発、リアル
タイム浸水・決壊把握
⇒ 国・県・市

（経済被害の最小化）
工場や建築物の浸水対策、
BCPの策定 ⇒ 企業、住民

（住まい方の工夫）
不動産取引時の水害リスク
情報提供、金融商品を通じ
た浸水対策の促進
⇒ 企業、住民

（被災自治体の支援体制充実）
官民連携によるTEC-FORCE
の体制強化 ⇒ 国・企業



（氾濫水を減らす）河川区域
「粘り強い堤防」を目指した
堤防強化等
⇒ 国・県

（氾濫水を早く排除する）
排水門等の整備、排水強化
⇒ 国・県・市等

10

主要施策 1 あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」への転換

- ✓ 気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組に加えて、流域に関わる関係者が、主体的に取り組む社会を構築する必要。
- ✓ 「流域治水」の考え方にに基づき、堤防整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域から氾濫域にわたる流域のあらゆる関係者※で水災害対策を推進。 ※国・都道府県・市町村・企業・住民等

「流域治水」への転換

- ・ あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）により、地域の特性に応じ、①～③に示す対策を総合的かつ多層的に推進し、「流域治水」へ転換

＜これらの取組を円滑に進めるため、河川関連法制の見直しなど必要な施策を速やかに措置＞



【】：想定される対策実施主体 県：都道府県 市：市町村

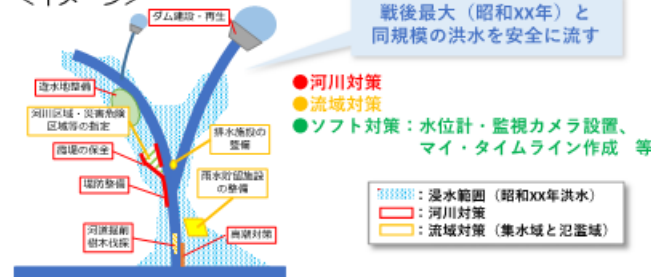
- 07 -

流域治水プロジェクト

- ・ 令和元年東日本台風で甚大な被害を受けた7水系の「緊急治水対策プロジェクト」と同様に、全国の1級水系において、河川対策、流域対策、ソフト対策からなる流域治水の全体像をとりまとめ、国民にわかりやすく提示
- ・ 戦後最大洪水に対応する国管理河川の対策の必要性・効果・実施内容※等をベースに、夏頃までに関係者が実施する取組を地域で中間的にとりまとめ、早急に実施すべき流域治水プロジェクトを策定 ＜令和2年度中に策定＞

※現行計画では、国管理河川で約7兆円の事業を実施中

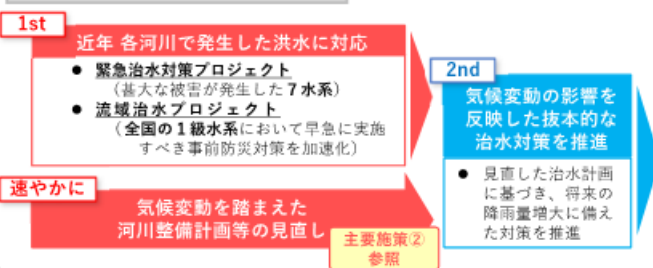
＜イメージ＞



利水ダムの治水活用

- ・ 全国の1級水系（ダムがある99水系）毎に事前放流等を含む治水協定を締結し、新たな運用を開始 ＜令和2年出水期から＞
- ・ 2級水系についても同様の取組を順次展開

今後の水害対策の進め方



- 08 -

持続可能な開発目標（SDGs）

- 2015年9月の国連サミットで全会一致で採択。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標。（その下に、169のターゲット、232の指標が決められている。）



普遍性 先進国を含め、全ての国が行動

包摂性 人間の安全保障の理念を反映し「誰一人取り残さない」

参画型 全てのステークホルダーが役割を

統合性 社会・経済・環境に統合的に取り組む

透明性 定期的にフォローアップ

前身：ミレニアム開発目標（Millennium Development Goals: MDGs）

- ▶ 2001年に国連で専門家間の議論を経て策定。2000年に採択された「国連ミレニアム宣言」と、1990年代の主要な国際会議で採択された国際開発目標を統合したもの。
- ▶ 発展途上国向けの開発目標として、2015年を期限とする8つの目標を設定。

（①貧困・飢餓、②初等教育、③女性、④乳幼児、⑤妊産婦、⑥疾病、⑦環境、⑧連帯）

- ✓ MDGsは一定の成果を達成。一方で、未達成の課題も残された。
 - 極度の貧困半減（目標①）やHIV・マラリア対策（同⑥）等を達成。
 - × 乳幼児や妊産婦の死亡率削減（同④、⑤）は未達成。サブサハラアフリカ等で達成に遅れ。

環境
(リオ+20)

人権

平和

【参考】持続可能な開発目標（SDGs）の詳細

目標1（貧困）	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
目標2（飢餓）	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
目標3（保健）	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
目標4（教育）	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
目標5（ジェンダー）	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う。
目標6（水・衛生）	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
目標7（エネルギー）	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
目標8（経済成長と雇用）	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。
目標9（インフラ、産業化、イノベーション）	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
目標10（不平等）	各国内及び各国間の不平等を是正する。
目標11（持続可能な都市）	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
目標12（持続可能な生産と消費）	持続可能な生産消費形態を確保する。
目標13（気候変動）	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
目標14（海洋資源）	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
目標15（陸上資源）	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
目標16（平和）	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
目標17（実施手段）	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。